

# 避難実施要領のパターンの作成

武力攻撃事態、緊急対処事態から市民を守るために

令和3年3月

東大和市

# 目次

<b>1 はじめに</b> .....	<b>1</b>
<b>2 避難実施要領のパターンとは</b> .....	<b>2</b>
(1) 避難実施要領とは .....	2
(2) 避難実施要領のパターンとは .....	2
(3) 避難実施要領に関する法的根拠 .....	3
<b>3 避難実施要領について</b> .....	<b>4</b>
(1) 避難の指示の伝達 .....	4
(2) 避難実施要領の策定の流れ .....	5
(3) 避難実施要領に記載する項目 .....	5
(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 .....	5
(5) 避難実施要領の内容の伝達等 .....	6
<b>4 国民保護事案の類型及び特徴</b> .....	<b>7</b>
(1) 武力攻撃事態の類型 .....	7
(2) 緊急対処事態の類型 .....	8
<b>5 東大和市の避難実施要領パターン</b> .....	<b>10</b>
(1) 事態別パターン作成の考え方 .....	10
(2) 市で作成する避難実施要領のパターン .....	11
避難実施要領パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合 .....	12
避難実施要領パターン2 弾道ミサイル攻撃 .....	18
避難実施要領パターン3 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃（化学剤） .....	21
避難実施要領パターン4 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃（ダーティボム） .....	27

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が適用される事案（以下「国民保護事案」という。）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村長は、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。そして、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで、今回、避難実施要領について確認するとともに、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領のパターン」を作成するものである。

### (1) 避難実施要領とは

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。避難実施要領は、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

### (2) 避難実施要領のパターンとは

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することとなってしまう。

そこで、国が作成した基本指針では、市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別ではあるが、「避難実施要領のパターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の相場観やノウハウを培うことを目的としたものである。

### (3) 避難実施要領に関する法的根拠

#### 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第102号）

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

- 2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
  - 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項
- 3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

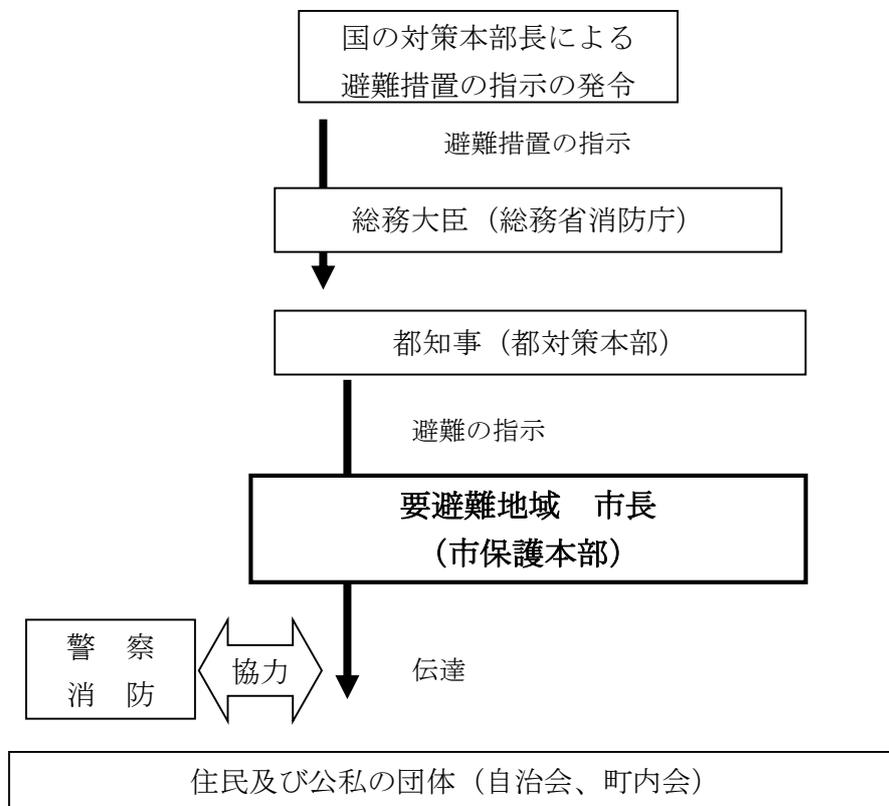
#### 国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

## (1) 避難の指示の伝達

- ① 市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に迅速に伝達する。

## 《避難の指示の流れ》



## (2) 避難実施要領の策定の流れ

- ① 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平素に避難実施要領のパターンを策定しておく。
- ② 市長は、都知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ③ 策定に当たっては、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ④ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）法第61条第2項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

## (3) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合においては、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先

## (4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認

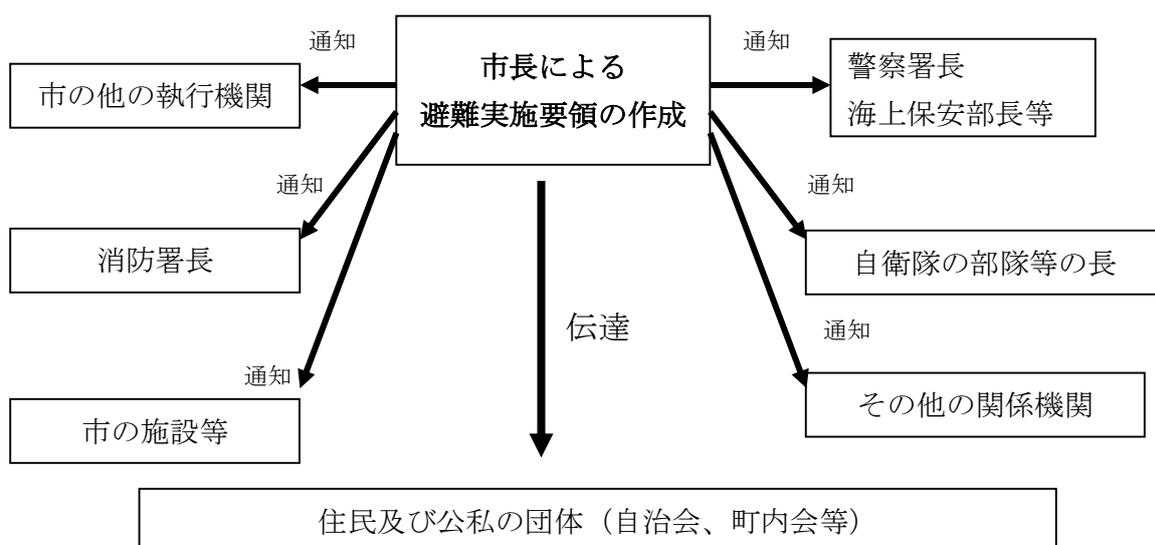
- (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災状況の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
  - ③ 避難住民の概数把握
  - ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送) )
  - ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)  
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
  - ⑥ 避難支援プランの作成
  - ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
  - ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
  - ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
  - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、管轄の消防署長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



避難誘導を円滑に進めるためには、発生事態の特性に適切に対応することが重要である。国民保護事案は、武力攻撃事態と緊急対処事態に分類される。武力攻撃事態及び緊急対処事態における避難誘導は、時間的余裕のあるなしや被害の範囲が広い場合と狭い場合では特性が大きく変わることから、類型及び特徴を次のとおり示した。

### (1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なる。各事態の特徴については以下のとおりであり、避難の留意点は下記のとおりとする。

#### ① 着上陸侵攻の場合

着上陸侵攻に伴う避難は、広域避難が必要となる。都の区域を超える可能性もあり、国全体の調整が必要となることから、国の総合的な方針をもって対応することが必要である。

#### ② グリラや特殊部隊による攻撃の場合

グリラや特殊部隊による攻撃は、標的や攻撃内容が様々で画一的ではない。このため、警報の内容とともに、現地における自衛隊、東京消防庁、海上保安部等、警視庁等の関係機関からの情報と助言等を踏まえ、現地連絡調整所に派遣している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。

国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現地における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定などの措置を講ずる。

政府による事態認定前にグリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

#### ③ 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想される。このため、全国瞬時警報システム（J－ALERT）などにより迅速な情報伝達を行い、被害を局限化する。

当初は、屋内退避するよう警報が発令される。警報と同時にできるだけ近くのコンクリート造の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っている場合には、警報を

発令し、避難措置を指示する。都知事は避難を指示し、市長は避難実施要領を策定する。実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令する。

#### ④ 航空攻撃の場合

航空攻撃は、その被害が弾道ミサイル攻撃の対応と類似するとともに、大規模着上陸侵攻の前提ともなる。このため、着上陸侵攻と同様に国の総合的な方針をもって対応することが必要である。

### (2) 緊急処理事態の類型

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。各事態の特徴については以下のとおりである。

#### ① 危険物質を有する施設への攻撃

原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。（都内には原子力事業所等は存在しない。）

石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

#### ② 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）への攻撃

大規模集客施設は、不特定多数が利用する施設であることから、標的とされた場合には大きな人的被害が発生しやすい。特に爆発物や生物剤、化学剤の標的とされやすく、時には人質テロ等の標的となることもある。事情が分からない利用客はパニックになりやすいため、一時的には、施設管理者が、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所へ避難誘導する。関係機関は、避難誘導に関する情報を把握するとともに、必要に応じ、新たな避難のための措置を行う。

#### ③ 大量殺傷物質による攻撃

##### ○ ダーティボム

放射性物質が含まれた爆弾をダーティボムと言い、攻撃対象地点の周辺に放射能汚染を引き起こすという特徴がある。このため、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れ、風向きや風速を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコンクリート建物に一時的に避難することが重要である。

○ 生物剤

人に害を及ぼす病原体（ウイルス、細菌等）及びそれが生み出す毒素を使って無差別に多くの人間を殺傷しようとする行為をバイオテロと言い、その病原体等を生物剤という。生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別するなど感染拡大の防止を図る。

○ 化学剤

有毒化学剤には、神経剤、びらん剤、窒息剤等がある。呼吸による吸入又は皮膚を通した吸入により傷害が起こり、短時間で死に至るため、早期の治療が必要となる。化学剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、ダーティボムや生物剤の場合と同様に、その場から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は吸入のおそれのない安全な地域に避難する。

化学剤は一般的に空気より重いため、可能な限り高所へ避難させる。

④ 交通機関を破壊手段とした攻撃

航空機等による自爆テロが想定され、テロが行われた場合、爆発及び火災などの発生により、施設の破壊に伴う人的被害が発生するとともに建物やライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

## (1) 事態別パターン作成の考え方

東大和市では、武力攻撃事態及び緊急対処事態ごとに、事態の特性を踏まえ、避難実施要領のパターンの作成の有無を次のとおりとする。

武力攻撃事態	作成	作成しない理由
着上陸侵攻	×	着上陸侵攻に伴う避難は、都の区域を超える場合もあり、国全体の調整が必要となる。国の総合的な方針をもって対応することが必要であるため、よって平素から避難を想定した具体的な対応については定めない。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	○	
弾道ミサイル攻撃	○	弾道ミサイル着弾以前の避難については、国の避難の指示に基づいて定める。着弾以降は、国の総合的な対処方針に従うことから、着上陸侵攻に準じて具体的には定めない。
航空攻撃	×	大規模着上陸侵攻の前提となる航空攻撃は着上陸侵攻に準じて具体的には定めない。

緊急対処事態（大規模テロ等）	作成	作成しない理由
危険物資を有する施設への攻撃	×	市内に該当施設がないため
大規模集客施設への攻撃	○	
大量殺傷物質による攻撃	○	
交通機関（航空機等）を破壊手段とした攻撃	×	弾道ミサイル攻撃と類似しているため

※ 今後、訓練等を実施する中で、大規模集客施設への攻撃に伴う避難実施要領のパターンを追加するなど、随時、本避難実施要領のパターンの充実を図っていくものとする。

## (2) 市で作成する避難実施要領のパターン

市が作成する避難実施要領の想定パターンは、以下のとおりである。実際の武力攻撃事態及び緊急対処事態については、攻撃パターンや規模、発生場所や発生時間等により市の対応は大きく変わる。

パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃

パターン2 弾道ミサイル攻撃

パターン3 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃（化学剤）

パターン4 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃（ダーティボム）

## パターン1 想定 ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ① 外国の武装集団が爆発物を所持し、人質を取りハミングホールに立てこもっている。
- ② 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には、ホールを爆破すると宣言している。
- ③ 爆発の影響が予想される地域の住民を避難させる。

時系列	状況	対応等
12月20日 11:30	外国の武装集団が爆発物を所持し、人質を取りハミングホールに立てこもる。	
12:30	武装集団が犯行声明を発表。犯行声明のなかで、人質30名と日本で逮捕された同胞の解放を要求。12月21日の12時までに要求が認められない場合には、人質とともにホールを爆破すると宣言	市において、関係者、警察等から情報収集を開始。都、国へ報告
13:00		国が武力攻撃事態に認定 警察が救出作戦を検討
13:10	西武バス、都営バス及びちよこバスがハミングロードと青梅街道を通過する路線を運行停止	国対策本部が避難措置の指示を検討開始 都対策本部が避難の指示を検討開始 警察が広範囲を通行止め
13:15		市においても住民の避難について検討・調整を開始 都と市が避難施設及び避難経路の協議開始 市職員を都へ派遣
13:30	国から都に対し避難措置を指示	指示概要 要避難地域： ハミングホールから概ね300m圏内の地域 避難に関し関係機関が講ずべき措置： ①高齢者、障害者等の要支援者については、特段の配慮を行うこと ②東京都及び東大和市は安否情報の収集を実施すること
13:45	都から避難の指示	避難の指示概要 避難の必要となる地域： 南街1、2、4、5丁目、向原3、6丁目 避難施設：第二、五小学校、第二、三中学校 中央公民館 東大和病院の入院患者を東大和療育センターへ避難 主要な避難経路： 青梅街道、中央通り、富士見通り 避難の手段：原則徒歩とする
14:00	西武拝島線が全線で運行停止	避難実施要領の策定完了 直ちに防災行政無線及び広報車で住民避難実施要領の内容の伝達を実施 誘導班の派遣 住民の避難開始
16:00		残留者への呼びかけを開始
18:00	要避難地域の住民等の避難完了	

### 関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	住民の救出活動及び住民等を速やかな避難のため、警察では主要な爆発の影響がある範囲の交通規制している。
消防による警戒区域の設定	ハミングホールから半径300m圏内を包含する地域に消防警戒区域を設定している。
交通機関	西武バス、都営バス、ちよこバスは運行を停止している

## 避難実施要領

東大和市長  
月 日 時 分現在

### パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃

#### 1 都からの避難指示内容

別添のとおり

#### 2 実態の状況、関係機関の措置

##### 2-1 事態の状況

発生日時	令和〇年12月20日11時30分
発生場所	ハミングホール
実行主体	外国の武装集団
事案概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国の武装集団が爆発物を所持し、30人の一般人の人質を取りハミングホールに立てこもっている。</li> <li>② 犯行から1時間後の12時30分に武装集団が犯行声明を発表。</li> <li>③ 武装集団の要求は、日本で逮捕された同胞の解放であり、明日までに要求が認められない場合には、ホールを爆破すると宣言している。</li> <li>④ 政府は、武力攻撃事態に認定し、都及び東大和市を対策本部設置の自治体に指定した。</li> </ul>
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 武装集団は、要求が認められない場合、人質ごと自爆することが予想されるため、付近住民を避難させる必要がある。</li> <li>② 犯行声明で説明した爆発物の性能からすると半径300メートルまで被害が及ぶと予想される。</li> </ul>
気象状況	天候:晴れ 気温:10℃ 風向:北 風速:3m/s

##### 2-2 避難住民の誘導

要避難地域	ハミングホールを中心とし、半径300メートル以内に位置する行政区南街1、2、4、5丁目、向原3、6丁目
避難施設	第二、五小学校、第二、三中学校、中央公民館
避難開始日時	令和〇年12月20日14時00分
避難完了日時	令和〇年12月20日18時00分

##### 2-3 関係機関への措置

措置の概要	警察:要避難地域内の道路を交通規制
	消防:ハミングホールから半径300メートルの範囲で消防警戒区域を設定し、不測の事態に備え、消防車を配備し警戒にあたる。
	西武拝島線:全線運行停止
	バス事業者:青梅街道及びハミングロードを通過する路線は運行停止
	自衛隊:東大和市駅前ロータリーに爆発物処理の専門隊が待機。爆発に備え、専門部隊が待機。
連絡調整先	都対策本部:市職員2名を派遣

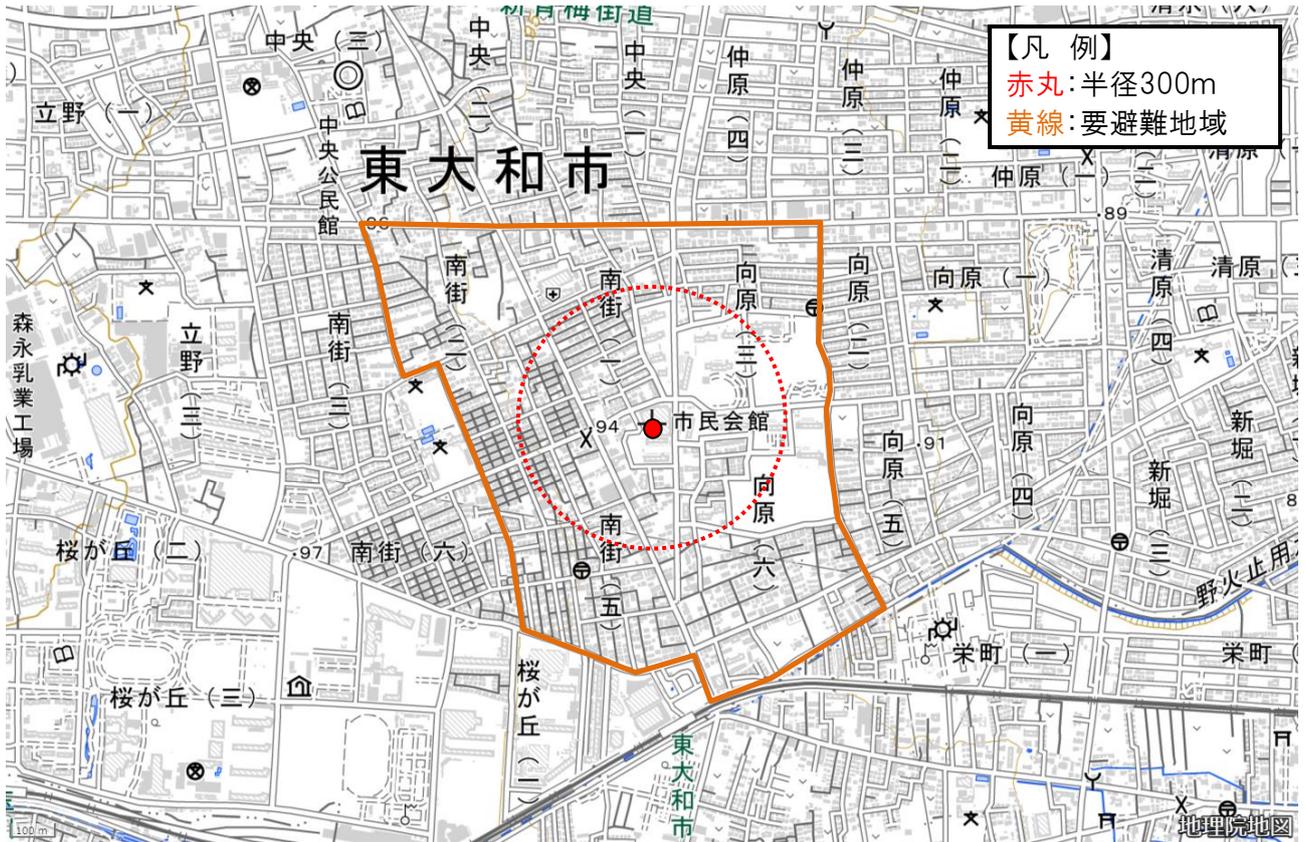
#### 3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性	武装集団の要求期限が21日12時と明確であることから、必ず期限までには区域内の全員を避難させる必要がある。 武装集団の態度の変化により爆発が起こる可能性があることから、期限内であっても早期に避難を完了させる必要がある。
地域の特性	駅に近く飲食店、物品販売店舗があり、施設単位の避難と自治会単位の避難が混在する。また、区域内に大型の病院があるため、入院患者の避難も必要となる。

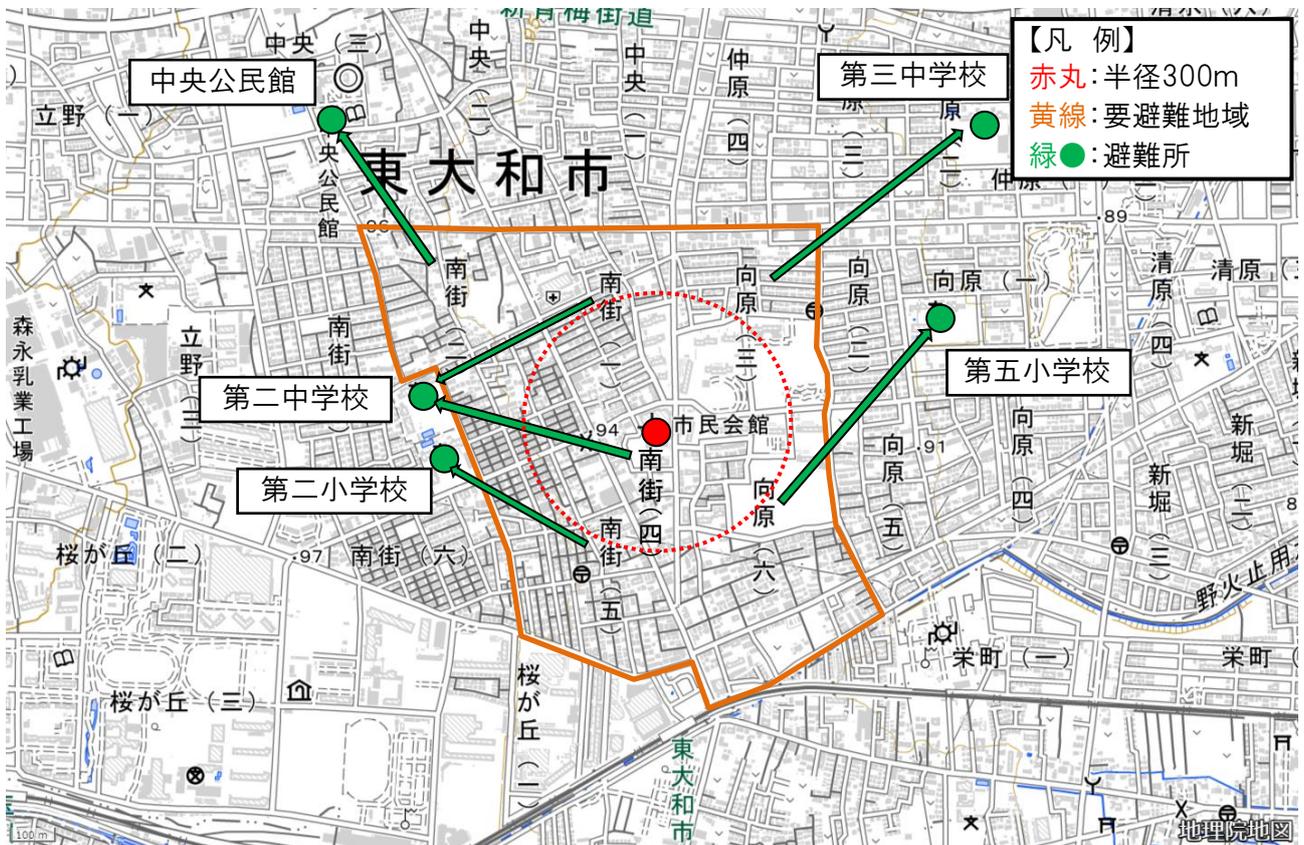
時期による特性	冬の時期であるため、日没が早いことから、避難誘導時に転倒による受傷防止を図る必要がある。寒い時期であるため、暖かい服装で避難する必要がある。				
<b>4 避難者数</b>					
地区	南街1丁目	南街2丁目	南街3丁目	南街4丁目	
避難者数	584	961	905	269	
うち要援護者					
うち外国人当の数	8	13	12	3	
地区	向原3丁目	向原6丁目	消費者		
避難者数	640	1,369	200		
うち要援護者					
うち外国人当の数	8	19	2		
<b>5 避難施設</b>					
<b>5-1 避難施設</b>					
避難先地域					
避難施設名	第二小学校	第五小学校	第二中学校	第三中学校	中央公民館
所在地	南街3-61-2	向原1-11	南街3-60-4	仲原2-7	中央3-926
収容可能人数	1,183	1,342	969	1,256	956
連絡先					
連絡担当者					
その他留意事項					
<b>6 避難手段</b>					
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他( )				
その他輸送手段	原則徒歩による避難とする。 避難行動要支援者、入院患者は救急車又は市所有車両により搬送を行う。				
<b>7 避難経路</b>					
避難に使用する道路	青梅街道、中央通り、富士見通り				
交通規制	実施者の確認	東大和警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	東大和警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
<b>8 避難誘導要領</b>					
<b>8-1 避難(輸送)方法</b>					
地区					
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	南街2丁目	南街1、4、5丁目	向原3丁目	向原6丁目
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路				
	避難先	中央公民館	第二小学校 第二中学校	第三中学校	第五小学校
	集合時間 その他(誘導責任者等)				
避難行動要支援者への避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の個別避難計画に基づいて個別に設定			
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市所有の庁用車			
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用			
	避難先	上記の避難先			
避難開始日時	令和〇年12月20日14時00分				
<b>8-2 職員の配置方法</b>					

配置場所	避難先(5か所)、交通規制箇所(9か所)、その他の交差点(5か所)、巡回広報班4班(消防団2, 3, 4, 7分団)、東大和病院 市及び関係機関は防災行政無線等、所有する広報ツールにより避難実施要領を伝達する。	
人数	上記配置場所×2名 48名	
現地調整所	各避難所に連絡要員2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員、消防吏員、警察官、自衛官	
時期		
場所	南街1、2、4、5丁目、向原3、6丁目 (ハミングホールから半径300メートルの範囲内を優先する。)	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ 戸別訪問をい行い、チャイムを3回鳴らし、出ない場合は避難済であると判断する。	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	令和〇年12月20日18時00分	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供	
食事場所	避難所	
提供する食事の種類		
実施担当部署	災対避難所班	
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
	事態の特性	武装集団による攻撃の時期が早まる可能性も捨てきれないことから、早急に避難を完了させる必要がある。
	時期の特性	(雨季、寒冷期等に相応の着衣に留意する。)
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
① 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ② 防災活動服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 ③ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の出向 安全安心メール、市公式LINE等により伝達	
12 緊急時の連絡先		
東大和市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話:042-562-7395	

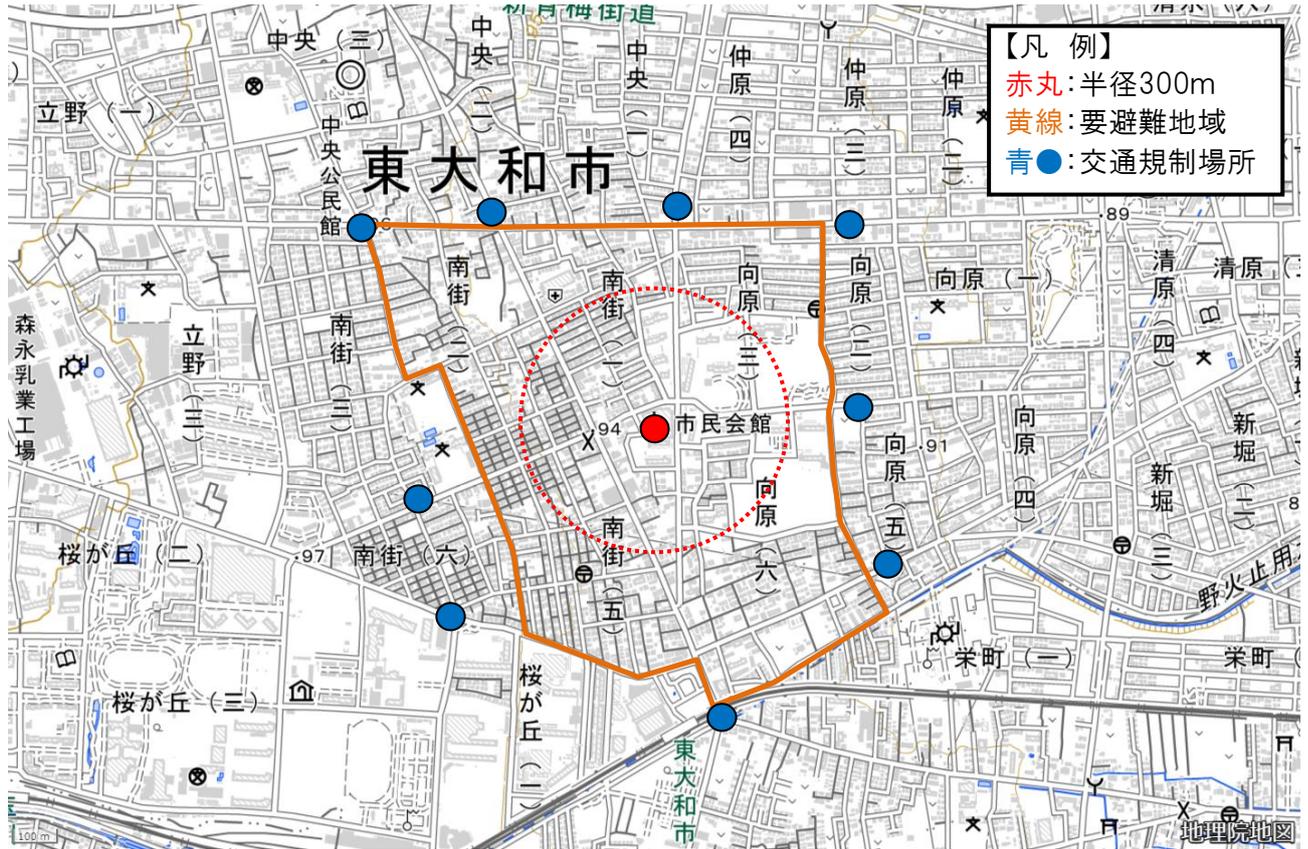
要避難地域



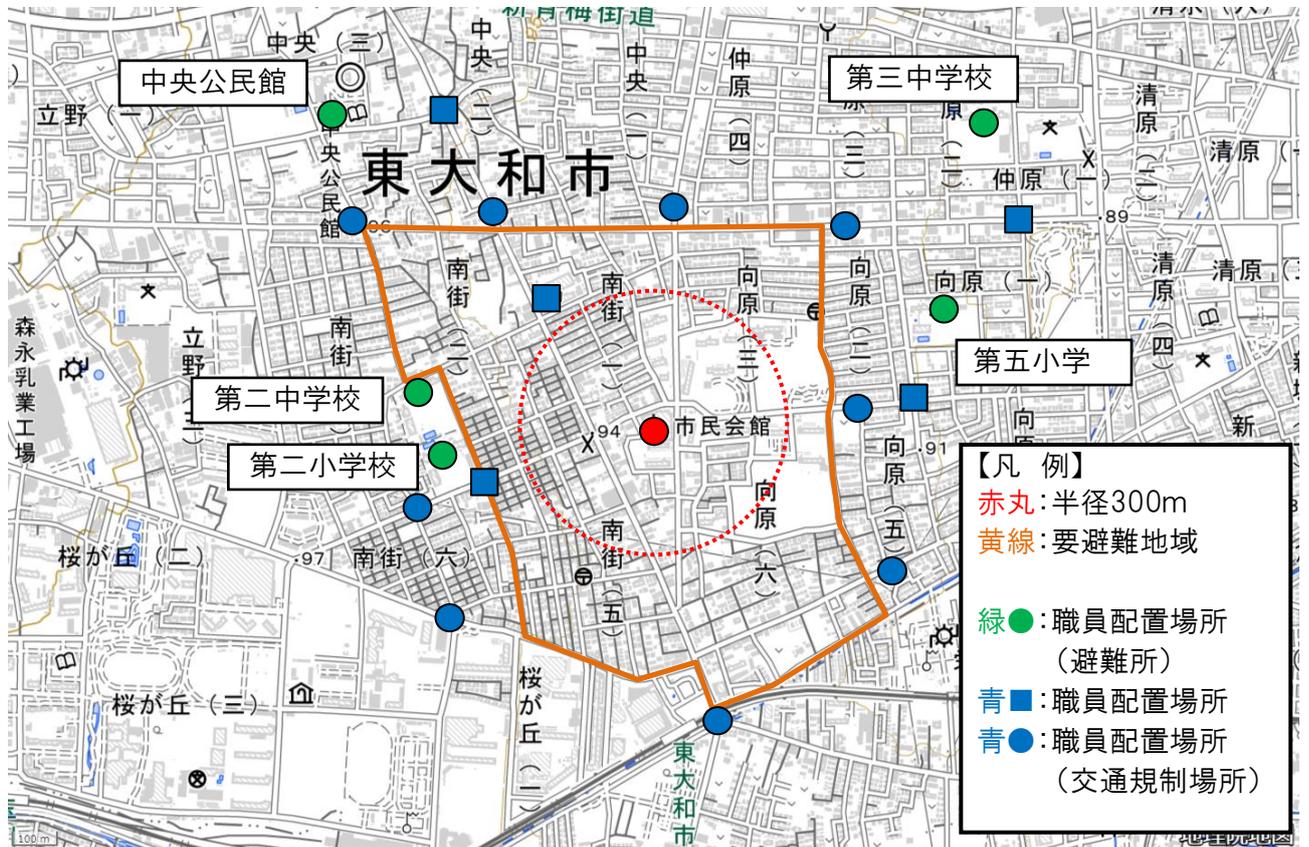
避難所



交通規制場所(警備場所)



職員の配置



## パターン2想定 弾道ミサイル攻撃

- (1) 日本国周辺におけるA国において弾道ミサイルの発射の兆候があることが判明したもの。  
 (2) 市内全域において屋内退避の措置を取る。

時系列	状況	対応等
4月5日 10:00	A国において弾道ミサイルの発射の兆候があることが判明	国対策本部長が警報の発令を決定。
10:02	Em-Net、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により警報を通知	国→総務大臣→知事→市長
		市内全防災行政無線により警報を伝達
10:05	西武鉄道、多摩モノレール、西武バス、都営バス、ちよこバス運行停止	国対策本部が避難措置の指示を検討開始 都対策本部が避難の指示を検討開始
10:08	国から都に対し避難措置を指示	指示概要 要避難地域:市内全域 避難に関し関係機関が講ずべき措置: ①速やかに近くの堅ろうな建物内に避難すること ②実際のミサイル発射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
10:11	都から避難の指示	指示概要 要避難地域:市内全域 避難に関し関係機関が講ずべき措置: ①屋内にいる者は、地階や建物の中心部など安全な場所へ退避すること ②屋外にいる者は速やかに近くの地下や堅ろうな建物内に避難すること ③実際のミサイル発射に備え、警報の発令に関する情報に注意すること
10:20	A国から弾道ミサイルが発射される(着弾地域不明)	国対策本部長が警報の発令を決定。
	Em-Net、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により警報を通知	国→総務大臣→知事→市長
		市内全防災行政無線により警報を伝達 警報伝達後、全防災行政無線により避難指示を伝達
10:25	A国から発射された弾道ミサイルは関東地方の上空を通過する見込み	国対策本部長が警報の発令を決定。
	Em-Net、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により警報を通知	国→総務大臣→知事→市長
		市内全防災行政無線により警報を伝達 警報伝達後、全防災行政無線により避難指示を伝達

### 関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	未規制(避難誘導を優先)
消防による警戒区域の設定	未設定(避難誘導を優先)
交通機関	西武鉄道、多摩モノレール、西武バス、都営バス、ちよこバスは全線運行停止

## 避難実施要領

東大和市長

月 日 時 分現在

### パターン2 弾道ミサイル攻撃

#### 1 都からの避難指示内容

別添のとおり

#### 2 実態の状況、関係機関の措置

##### 2-1 事態の状況

発生日時	令和〇年4月5日10時00分
発生場所	関東地方全域
実行主体	A国
事案概要と被害状況	国の対策本部長(内閣総理大臣)は、弾道ミサイル発射の兆候があることから、発射された場合に備えた対応を講じることができるよう、あらかじめ警報を発令し、避難措置の指示(屋内避難)を行った。
今後の予測に対する措置	弾道ミサイルが発射された場合、速やかに国及び都から発射方向と着弾予想地域の情報を入手し、住民に対し、堅ろうな建物や地下施設等への屋内避難を防災行政無線、広報車等により伝達する。その際、住民に対し、テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報入手を呼びかける。
気象状況	天候:晴れ 気温:15℃ 風向:南東 風速:2m/s

##### 2-2 避難住民の誘導

要避難地域	東大和市内全域(関東全域)
避難先と避難誘導の方針	屋外にいる場合:最寄りの建物内とする。努めて、堅ろうな建物内又は地下施設とする。 屋内にいる場合:窓から離れる。努めて、窓のない部屋に移動する。 避難誘導(事態発生の実事)は、Jアラート連携している防災行政無線、緊急速報(エリア)メール、広報車等で行う。初弾の着弾以降も不要な外出を避けることを呼びかける。
避難開始日時	警報発令時
避難完了予定日時	速やかに

##### 2-3 関係機関の措置

措置の概要	東大和警察署、北多摩西部消防署は、それぞれの車両で、住民への警報伝達と屋内避難の周知を図っている。
連絡調整先	

#### 3 事態の特性で留意すべき事項

- ① 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることと、突発的な着弾に備えて、出来るだけ外出を避け、堅ろうな建物や地下施設に避難する。
- ② ミサイルの着弾音と思われる不審な音を聞いた場合、市、消防機関、警察へ通報するよう、住民に周知する。
- ③ NBC弾頭が使用される可能性があるため、以下の事項に留意する。
  - ミサイル着弾地の周辺には一般の住民は、興味本位で近づかない。
  - 避難にあたっては、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要により粘着テープ等で目張りを行い、外気からの遮断に留意する。

4 住民の行動(基本事項)									
屋内避難の指示を受けた場合の行動									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">屋内にいる場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。</li> <li>② 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル等の最寄りの堅ろうな施設に避難する。</li> <li>③ 車両内にいる者に対しては、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車し、緊急車両の通行の妨げにならない場所)に止める。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外にいる場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)。</li> <li>② 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。</li> </ul> </td> </tr> </table>		屋内にいる場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。</li> <li>② 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル等の最寄りの堅ろうな施設に避難する。</li> <li>③ 車両内にいる者に対しては、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車し、緊急車両の通行の妨げにならない場所)に止める。</li> </ul>		屋外にいる場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)。</li> <li>② 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。</li> </ul>	
屋内にいる場合									
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。</li> <li>② 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル等の最寄りの堅ろうな施設に避難する。</li> <li>③ 車両内にいる者に対しては、車両を道路外の場所(やむを得ず道路に置いて避難する場合は道路の左側端に沿って駐車し、緊急車両の通行の妨げにならない場所)に止める。</li> </ul>									
屋外にいる場合									
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)。</li> <li>② 攻撃が沈静化した場合には直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。</li> </ul>									
5 情報伝達									
住民への避難実施要領伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市及び関係機関は広報車、防災行政無線、市ホームページ等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。</li> <li>② 警報が発令された場合には、Jアラート、防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。</li> </ul>								
情報伝達先									
6 緊急時の連絡先									
東大和市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：042-562-7395								

パターン3想定 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃(化学剤)

- (1)市外のショッピングモールで化学テロを起こしたテログループが犯行声明内でテロ予告を行った。  
 (2)当該テログループの拠点捜査により、市内の上北台駅で化学剤を散布する計画が明らかになった。  
 (3)化学剤の影響が予想される地域の住民を避難させる。

時系列	状況	対応等
7月12日 18:00	隣接のA市のショッピングモールで、化学兵器を使用したテロが発生	化学剤の大量散布により多数の死傷者が発生
20:00		A市で発生した事案について、国が緊急対応事態に認定 警察が他のショッピングモールで捜査を開始
7月13日 10:00	実行したテログループは犯行声明を発表。次の化学兵器によるテロを予告	
7月13日 16:00	テログループの拠点捜査により、20時に上北台駅で化学剤を散布する計画が判明	国対策本部が避難措置の指示を検討開始 都対策本部が避難の指示を検討開始
16:05	多摩都市モノレールが全面運行停止	警察が上北台駅周辺の捜査を開始 消防が上北台駅から半径300m圏内を消防警戒区域に設定 市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整を開始 都と市が避難施設及び避難経路の協議開始 市職員を現場へ派遣
16:25	警察が上北台駅ホームのゴミ箱から時限式の化学剤を発見。引き続き捜査を実施	
16:30		市が緊急対応事態対策本部を開催(状況から、午前中の事案と同様の化学剤である可能性が高く、付近住民の避難について検討)
16:35	国から都に対し避難措置を指示	指示概要 要避難地域: 多摩モノレール上北台駅から概ね300m圏内の地域 避難に関し関係機関が講ずべき措置: ①高齢者、障害者等の要支援者については、特段の配慮を行うこと ②東京都及び東大和市は安否情報の収集を実施すること
16:45	都から避難の指示	避難の指示概要 避難の必要となる地域: 上北台1、2丁目、立野2丁目 蔵敷3丁目、芋窪5、6丁目 避難施設:第八、九、十小学校 主要な避難経路: 新青梅街道、芋窪街道、中央通り 避難の手段:原則徒歩とする
17:00		避難実施要領の策定完了 直ちに防災行政無線及び広報車で住民避難実施要領の内容の伝達を実施 誘導班の派遣 住民の避難開始
17:30		残留者への呼びかけを開始
19:00	要避難地域の住民等の避難完了	

関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、要避難場所から各避難施設までの道を交通規制している。
消防による警戒区域の設定	駅から半径300m圏内を包含する地域に消防警戒区域を設定している。
交通機関	多摩モノレール、西武バス、都営バス、ちよこバスは運行を停止している。

## 避難実施要領

東大和市長  
月 日 時 分現在

パターン3想定 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃(化学剤)

### 1 都からの避難指示内容

別添のとおり

### 2 実態の状況、関係機関の措置

#### 2-1 事態の状況

発生日時	令和〇年7月13日16時00分
発生場所	多摩モノレール上北台駅
実行主体	テログループ
事案概要と被害状況	7月12日18時00分に隣接のA市内のショッピングモールで化学剤を大量散布した無差別テロがあり、多数の死傷者が発生した。テロ後の、翌7月13日10時00分にテログループが犯行声明を表明し、声明内で近いうちに再度、化学剤によるテロを行うと予告があった。警察によるテログループの拠点捜査により、7月13日16時00分、同日の20時に上北台駅で化学剤を散布する計画が判明した。政府は、テロ後、緊急処理事態に認定し、都並びにA市及び東大和市を対策本部設置の自治体に指定した。
今後の予測・影響と措置	テログループは、上北台駅で化学剤の大量散布を行うことが予想され、A市の例から考えると、駅から半径300メートルまで被害が及ぶと予想される。化学剤の影響を考えると、早期に住民の避難を実施する必要がある。
気象状況	天候:晴れ 気温:30℃ 風向:西 風速:2m/s

#### 2-2 避難住民の誘導

要避難地域	上北台駅を中心とし、半径300メートル以内に位置する行政区 上北台1、2丁目、立野2丁目、蔵敷3丁目、芋窪5、6丁目
避難施設	第一、八、九、十小学校、蔵敷公民館
避難開始日時	令和〇年7月13日17時00分
避難完了日時	令和〇年7月13日19時00分

#### 2-3 関係機関への措置

措置の概要	警察:上記の要避難地域から避難施設までの道路を交通規制
	消防:上北台駅から半径300メートルの範囲で消防警戒区域を設定し、不測の事態に備え、消防車を配備し警戒にあたる。
	多摩モノレール:全線運行停止
	バス事業者:上北台駅300メートル圏内は運行停止
連絡調整先	自衛隊:上北台駅前ロータリーに化学防護部隊を展開し、除染体制を構築 都対策本部:市職員2名を派遣 現地調整所:市職員2名を配置

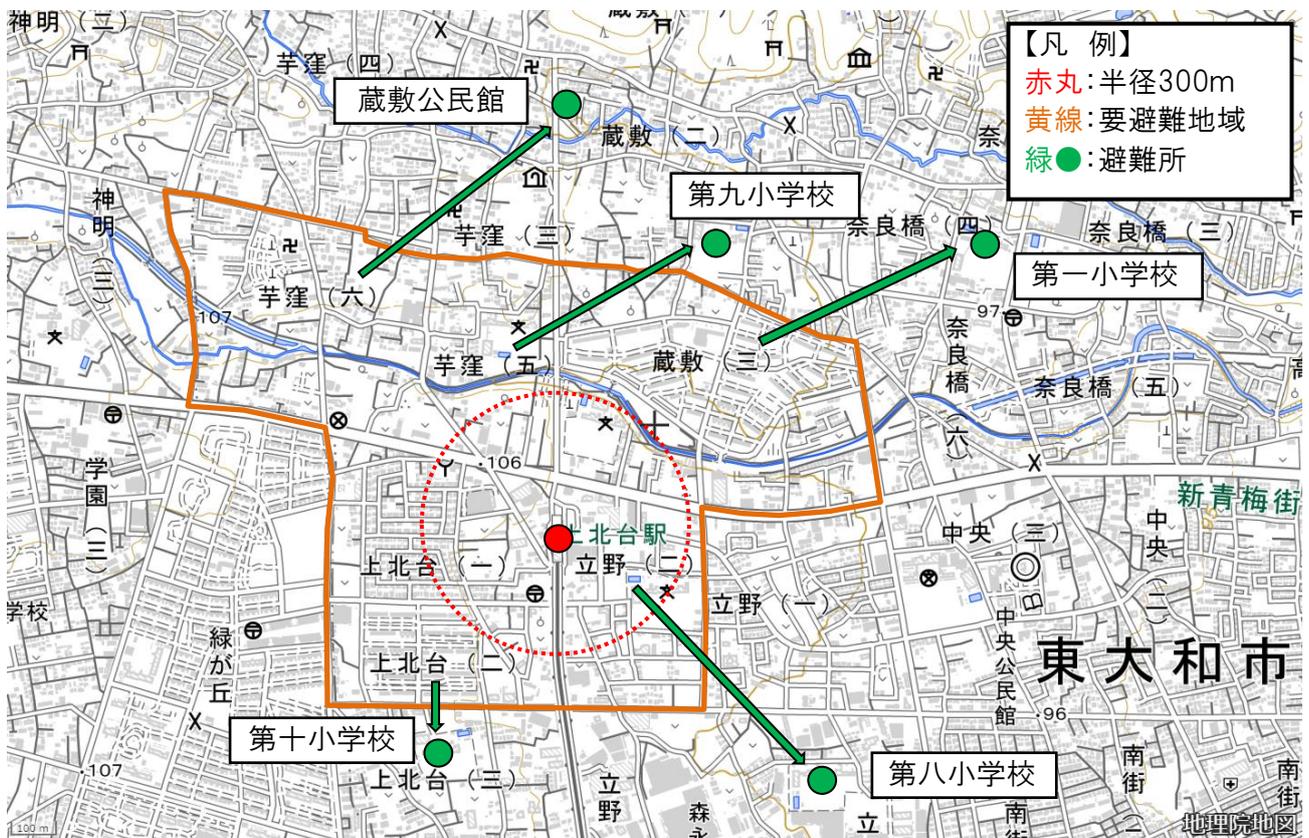
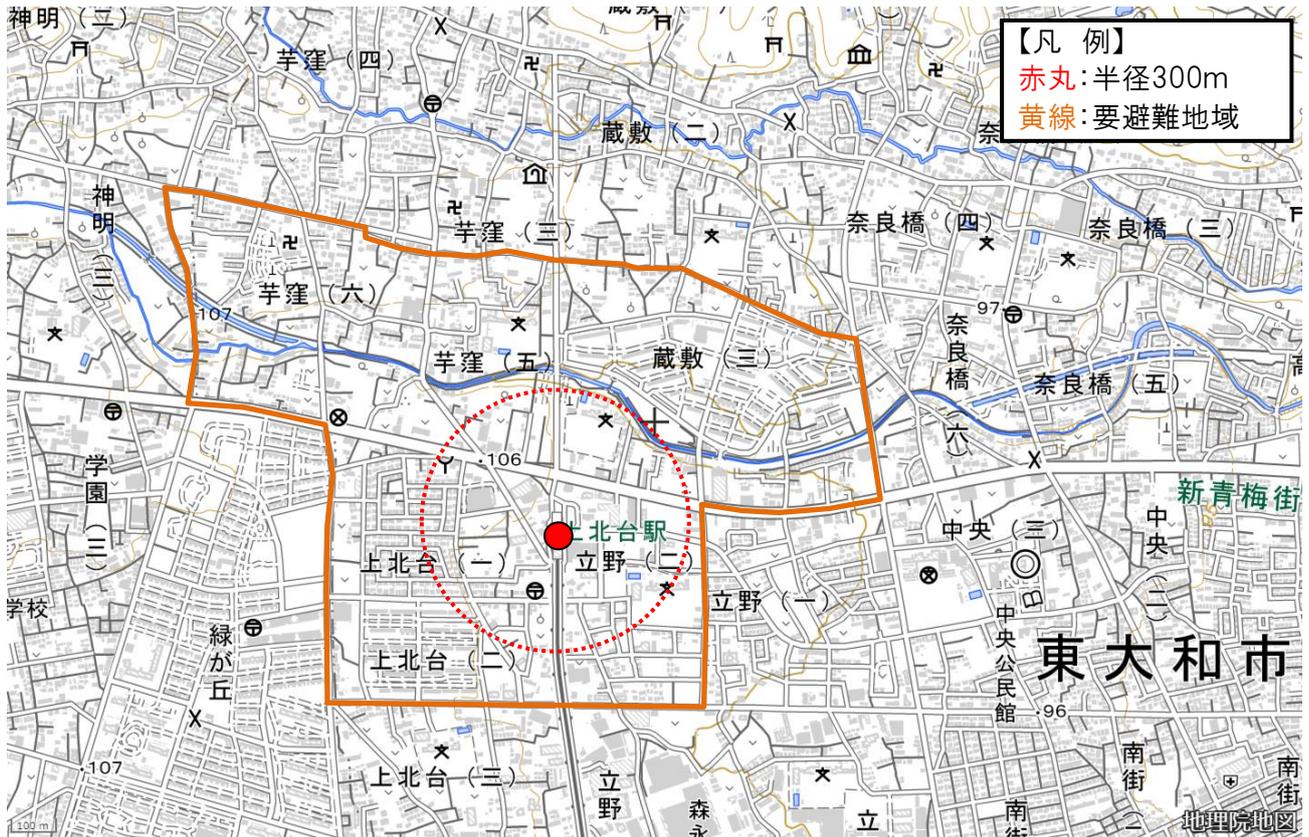
### 3 事態の特性で留意すべき事項

事態の特性	テログループの犯行時刻が20時と明確であることから、必ず20時までには区域内の全員を避難させる必要がある。 風により化学剤が流され、予想以上に被害が広がるおそれがあることから、気象情報に留意し、状況に応じ避難区域の拡大も検討する必要がある。
地域の特性	攻撃対象の駅舎と飲食店、物品販売店舗があり、施設単位の避難と自治会単位の避難が混在する。また、区域内に市立学校が3校あるため、児童及び生徒が在籍している場合は避難も必要となる。

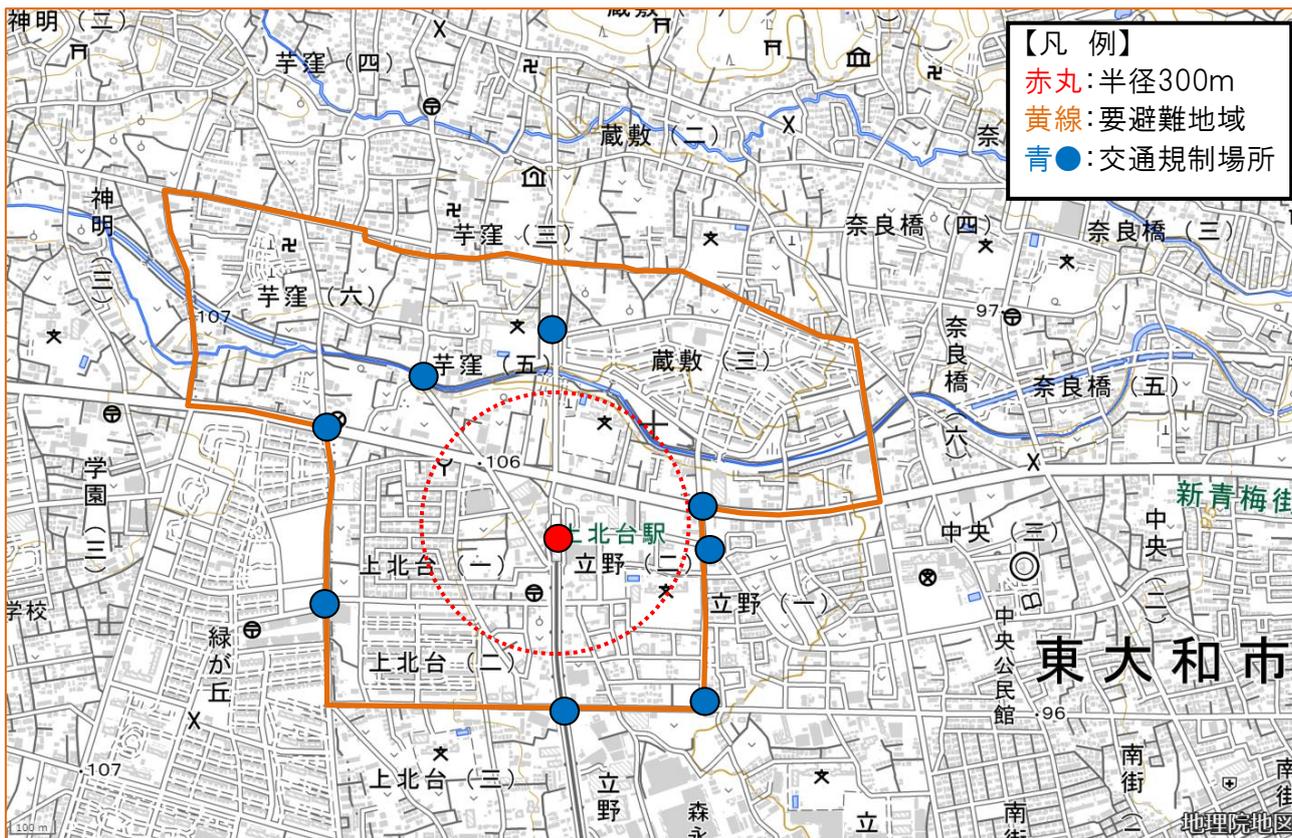
時期による特性	避難実施時が小中学校の在校時刻の場合、児童の避難先は居住地区の避難所とする。				
<b>4 避難者数</b>					
地区	上北台1丁目	上北台2丁目	立野2丁目	消費者	
避難者数	788	1,763	774	200	
うち要援護者					
うち外国人当の数	11	24	10	2	
地区	蔵敷3丁目	芋窪5丁目	芋窪6丁目		
避難者数	2,944	639	1,135		
うち要援護者					
うち外国人当の数	41	8	15		
<b>5 避難施設</b>					
<b>5-1 避難施設</b>					
避難先地域					
避難施設名	第八小学校	第九小学校	第十小学校	蔵敷公民館	第一小学校
所在地	立野3-1255	蔵敷2-546	上北台3-399	蔵敷2-337	奈良橋4-573
収容可能人数	1,536	1,152	1,443	229	1,472
連絡先					
連絡担当者					
その他留意事項					
<b>6 避難手段</b>					
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他( )				
その他輸送手段	原則徒歩による避難とする。 避難行動要支援者は救急車又は市所有車両により搬送を行う。				
<b>7 避難経路</b>					
避難に使用する道路	新青梅街道、芋窪街道、中央通り				
交通規制	実施者の確認	東大和警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	住民等を速やかに避難させるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行うとともに、緊急車両の通行路を確保			
警備体制	実施者の確認	東大和警察署			
	規制にあたる人数	所要人員			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
<b>8 避難誘導要領</b>					
<b>8-1 避難(輸送)方法</b>					
地区					
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	上北台1、2丁目	立野2丁目	芋窪5、6丁目	蔵敷3丁目
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路	東大和警察署から南へ延びる通り	中央通り	芋窪街道	
	避難先	第十小学校	第八小学校	第九小学校 蔵敷公民館	第一小学校
	集合時間 その他(誘導責任者等)				
避難行動要支援者への避難方法	誘導の実施単位	避難行動要支援者の個別避難計画に基づいて個別に設定			
	要支援者への支援事項	要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市所有の庁用車			
	避難経路	徒歩避難経路以外を使用			
	避難先	上記の避難先			
避難開始日時	令和〇年7月13日17時10分				
<b>8-2 職員の配置方法</b>					

配置場所	避難先(5か所)、交通規制箇所(8か所)、その他の交差点(8か所)、巡回広報班3班(消防団5~7分団) 市及び関係機関は防災行政無線等、所有する広報ツールにより避難実施要領を伝達する。	
人数	上記配置場所×2名 48名	
現地調整所	各避難所に連絡要員2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員、消防吏員、警察官、自衛官	
時期		
場所	上北台1、2丁目、立野2丁目、蔵敷3丁目、芋窪5、6丁目 (上北台駅から半径300メートルの範囲内を優先する。)	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ 戸別訪問を行い、チャイムを3回鳴らし、出ない場合は避難済であると判断する。	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	令和〇年7月13日19時00分	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	避難が長期化すると予想される場合には各避難所で提供	
食事場所	避難所	
提供する食事の種類		
実施担当部署	災対避難所班	
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書、最小限の着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難する。
	事態の特性	テログループによる攻撃の時期が早まる可能性も捨てきれないことから、早急に避難を完了させる必要がある。
	時期の特性	(雨季、寒冷期等に相応の着衣に留意する。)
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
(1) 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 (2) 防災活動服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。 (3) 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、混乱の防止を図るとともに、冷静な行動を呼びかけること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達 広報車、消防車両の活用 安全安心メール、市公式LINE等により伝達	
12 緊急時の連絡先		
東大和市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話:042-562-7395	

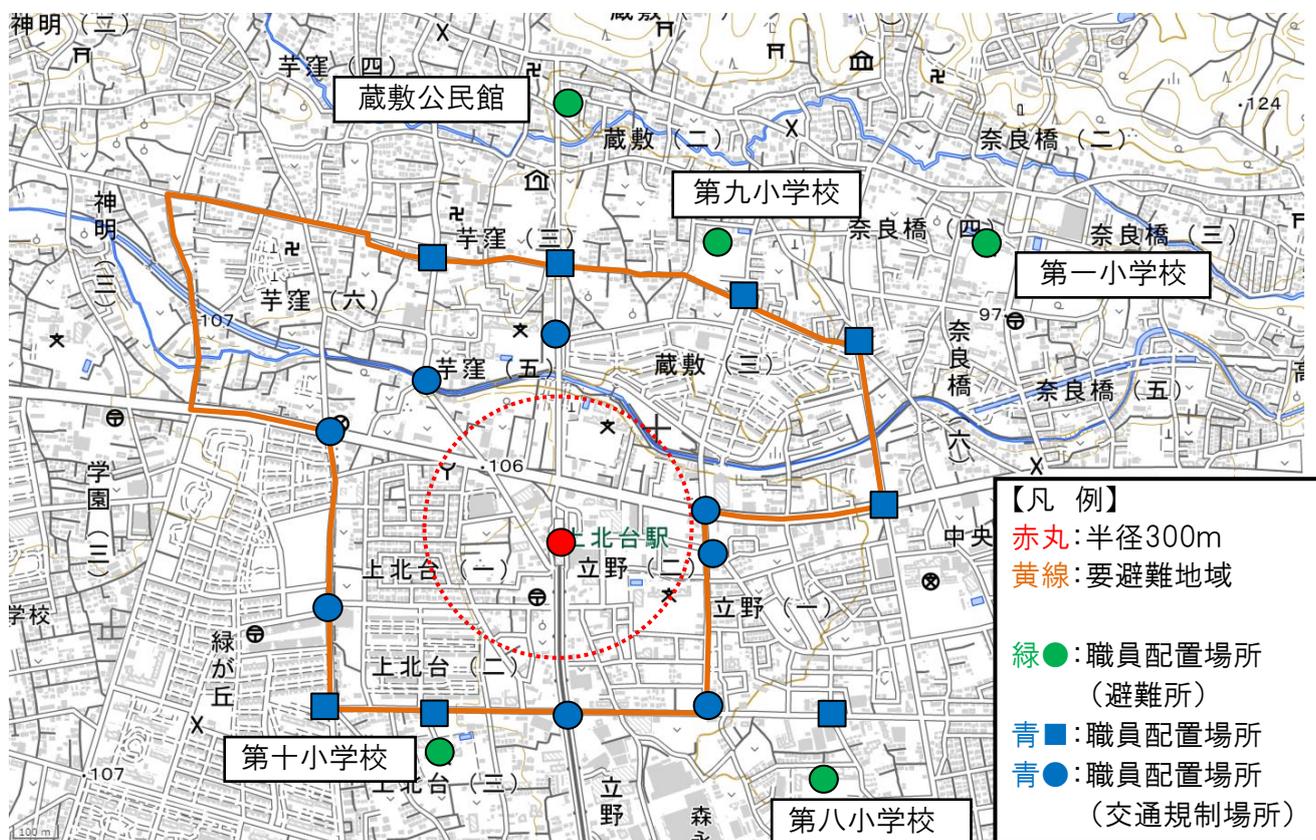
要避難地域



交通規制場所(警備場所)



職員の配置



## パターン4想定 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃(ダーティボム)

- (1) テロ集団が、都立東大和南公園のイベント会場において、ダーティボムを爆発させたもの。  
 (2) 警戒中の警察官が犯行グループを発見し、取り押さえようとしたが、制圧の直前に事前に仕掛けておいたダーティボムを爆発させた。

時系列	状況	対応等
4月5日 12:00	都内数カ所で爆弾テロが発生し、死傷者100名超が発生。	国は、緊急対処事態に認定し、自衛隊の部隊を都内に配置。 都も緊急対処事態本部を設置
4月6日 23:00	捜査機関が、都内の他施設に対しても爆弾テロ(放射性物質を含む)の犯行の兆候を入手	警察が都内全域において警戒を開始
4月7日 8:00	その後の捜査により、都内において市民が参加する大規模イベントをダーティボムによるテロの標的としていることが判明。	警察が大規模イベントが計画されている公園付近の警戒を開始
9:00		警察が都内公園においてイベントを計画している主催者に対し中止を要請
9:05	都立南公園付近で、警察が警戒を強化していたところ、公園南側路上に停車していた3人乗りの不審車両を発見。 職務質問をしたところ、警察官に発砲した後、市民体育館に逃げ込んだ。	警察は、市民体育館利用者に対し避難を呼びかけるとともに、犯行グループの発砲により被弾するおそれのある区域(市民体育館から約50メートル)にいる市民等を区域外へ避難
10:00	警察の対策部隊が到着。催涙ガスの発射に伴い犯人側が発砲するも警察が応戦し、突入後、犯行グループを制圧。 犯人制圧の際、犯行グループが南公園のイベント受付近くに仕掛けた爆弾(放射性物質が混入されたダーティボム)をリモコンにより爆発させ、多くの死傷者が発生した。	公園付近にいた警察、消防、自衛隊及び市職員は、ダーティボムが使われるとの事前情報から、爆発したのはダーティボムと判断し、公園から退避し、東大和市駅ロータリーに活動拠点を設置
10:02		防災行政無線等により、イベント来場者や付近住民、周辺事業所の従業員を屋内へ避難させる。
10:10	消防・警察・自衛隊が連携し、放射線量を測定しながら公園に近づき、ゾーニング、負傷者の救出・救助を行う。	

### 関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	東大和南公園付近の主要道路の通行止めを実施
消防による警戒区域の設定	公園から半径500m圏内を包含する地域に消防警戒区域を設定している。
交通機関	多摩モノレール、西武バス、都営バス、ちよこバスは運行を停止している。

## 避難実施要領

東大和市長  
月 日 時 分現在

### パターン4 大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃(ダーティボム)

#### 1 都からの避難指示内容

別添のとおり

#### 2 実態の状況、関係機関の措置

##### 2-1 事態の状況

発生日時	令和〇年4月5日10時00分
発生場所	都立東大和南公園
実行主体	テロ集団

#### 事案概要と被害状況

- ① 4月5日、都内数カ所で爆弾テロが発生し死傷者100名超が発生した。
- ② 捜査機関が、都内の他施設に対しても放射性物質を含む爆弾テロを行う兆候を入手し、警察が都内全域において警戒を開始した。
- ③ その後の捜査により、都内において大規模イベントをテロの標的としていることが判明。都立東大和南公園において、大規模なイベントが予定されていることから、警察が公園付近を警戒中に不審車両を発見し、職務質問をしたところ、近くの市民体育館へ逃げ込んだ。
- ④ 警察の対策部隊が突入し、犯行グループを制圧する際に、犯人が東大和南公園に仕掛けたダーティボムを爆発させ、多くの死傷者を発生させたもの。

#### 今後の予測・影響と措置

- ① ダーティボムが実際に爆発されていることから、早期に近隣の屋外にいる人を地下施設やコンクリート建物内へ避難させる必要がある。
- ② 放射線量の測定を行い、警戒区域を設定する必要がある。
- ③ 警戒区域内の傷者を早期に救出し、医療活動等を実施する必要がある。

#### 気象状況

天候:晴れ 気温:18℃ 風向:西 風速:2m/s

##### 2-2 避難住民の誘導

要避難地域	東大和南公園を中心とし、半径2,000メートル以内に位置する行政区桜が丘、上北台、立野、南街、中央、向原、仲原、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木
避難施設	近くの地下施設、コンクリート建物の屋内退避
避難開始日時	令和〇年4月5日10時00分
避難完了日時	速やかに

##### 2-3 関係機関への措置

#### 措置の概要

- 共通:爆発後、事前情報からダーティボムと判断し、公園から退避し、東大和市駅前ロータリーを活動拠点とする。
- 警察:犯人グループの制圧にあたる。  
消防、自衛隊と連携し、救出・救助、イベント来場者の避難誘導にあたる。
- 消防:警察、自衛隊と連携し、救出・救助にあたる。  
東大和南公園付近の放射線量を測定し、ゾーニングを行い、傷者の救出・救助、避難誘導にあたる

	<p>自衛隊：警察、消防と連携し、救出・救助、イベント来場者の避難誘導にあたる。被爆者の除染にあたる。</p> <p>鉄道事業者：多摩モノレール、西武拝島線は全線運行停止</p> <p>バス事業者：東大和市、立川市、武蔵村山市の路線は運行停止</p>
連絡調整先	<p>都対策本部：市職員2名を派遣</p> <p>現地調整所：市職員2名を配置</p>
<b>3 事態の特性で留意すべき事項</b>	
事態の特性	既にダーティボムを爆発されていることから、事態把握後、直ちに防災行政無線等により、屋内退避を呼びかける必要がある。
地域の特性	爆発地点は広域な公園であり、付近に大規模なマンション、病院、学校などが点在している。住民以外の利用者も多数いる可能性がある。
時期による特性	避難実施時が小中学校の在校時刻の場合、児童・生徒の避難先は居住地区の避難所とする。
<b>4 住民の行動(基本事項)</b>	
屋内避難の指示を受けた場合の行動	
	<p>屋内にいる場合</p> <p>① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。屋内に地下施設がある場合には、地下へ移動する。</p> <p>② 窓閉め、目張りにより室内を密閉する。</p> <p>③ 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル等の最寄りの堅ろうな施設に避難する。</p> <p>④ ラジオ、テレビ等により情報収集に努める。</p>
	<p>屋外にいる場合</p> <p>外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)。</p>
<b>5 情報伝達</b>	
住民への避難実施要領伝達	<p>① 市及び関係機関は広報車、防災行政無線、市ホームページ等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。</p> <p>② 警報が発令された場合には、Jアラート、防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。</p>
情報伝達先	
<b>6 緊急時の連絡先</b>	
東大和市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：042-562-7395

# 要避難地域

